

平戸市アルベルゴ・ディフーゾタウン推進事業の申込について（詳細）

1 目的

平戸市の少子高齢化、人口減少、空き家問題、地域の過疎化といった課題をチャンスに変えるために、アルベルゴ・ディフーゾの構想を取り入れ、空き家等の地域資源を活用した観光産業の活性化により解決する取組を推進し、城下町・漁港・農山村地域の集落内に点在する空き家等をホテル・飲食物産施設・体験施設等に活用し、レセプション機能を持つ中核拠点を設け、点在する施設を一体的にネットワーク化し、「分散型ホテル」を整備するもの。

2 対象の事業

地域資源を活用した観光まちづくりを推進するためには、地域ならではのストーリーに基づく体験の拠点となる施設等の整備に関わる経費の一部を国が補助する事業（間接補助）です。

また平戸市では、地域資源を活用した観光まちづくりを推進する面的な取り組みを推進するため、平戸市アルベルゴ・ディフーゾ推進協議会を組織し、事業を推進しています。

3 平戸市の補助対象エリアについて（モデル地区）

アルベルゴ・ディフーゾタウン計画書に記載されている下記のエリアとする。

- ・平戸城下町エリア
- ・田助地区エリア
- ・大島村神浦地区エリア

4 補助金等について

事業を実施する際には、平戸市アルベルゴ・ディフーゾ推進協議会に加入し、観光庁が公募している観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業）を活用して推進するものとする。

5 補助率等について

○国補助金（国土交通省 観光庁）：

補助金名称：観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業）

補助率：1／2以内、1事業当たり2億円を上限（下限なし）

※平戸市補助金

補助金名称：平戸市アルベルゴ・ディフーゾタウン推進事業補助金

補助率：国の補助対象経費から国補助金を控除した額の2分の1を乗じて得た額
（1棟あたり2,000万円を上限）

条件：観光庁の観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業）の採択を受ける事。

市内に主たる事業所を有する法人又は個人事業者が施工すること。（設計監理、工事）

その他平戸市アルベルゴ・ディフーゾタウン推進事業補助金交付要綱に記載している事項。

7 補助対象経費

地域の「歴史」「食」「自然」「文化」を活用した、旅行者にもたらされる体験の量・質の向上に資する施設等の新築、改修、除却、整備等に要する経費であり、具体的には次のとおりとします。

(1) 補助率と補助上限額

補助率は1／2以内とし、1事業当たり2億円を上限とします（金額の下限は設けません）。

(2) 補助対象経費の区分

主にインバウンドに対して、地域ならではのストーリーに基づく体験を創出する、又はその価値を高め、あわせて、地域内の回遊性を高めるために必要な施設等の整備及び周辺環境の整備に要する経費とします。具体的には、次のとおりです。

(ア) 建造物等の新築、改修、除却、整備等に係る経費

建造物等の新築、改修、除却、整備等に係る建築工事費、改修工事費、設計費、付帯工事費、消防施設工事費、舗装工事費等の経費

※新築については、平戸市アルベルゴ・ディフーゾタウン計画書では既存施設等の改修を想定おりますので、別途協議いたします。

(対象施設例) 体験施設、利便施設、展示施設、宿泊・飲食施設 等

※除却は改修等と合わせて実施するもの、もしくは新築のために必要なものに限ります。

※住宅や事務所等の用途は対象外となります。

※地域資源を一体で生かす面的な取組を行うこと。

面的な取り組みとは、建物単体ではなくホテル機能であるフロント、宿舍、レストラン等に見立て滞在回遊できる取組み（面的な取り組みの例：朝食提供の連携など）

[想定される施設例]

体験施設：伝統工芸体験を実施する工房、自然体験・観察に資する施設、醸造等食文化の体験を実施する施設 等

利便施設：他の観光施設への回遊を促す案内施設 等

展示施設：地域の歴史・食・自然・文化に関する資料等を展示する施設 等

宿泊・飲食施設：古民家等を改修した宿泊・飲食施設 等

(イ) 建造物等の周辺環境の整備等に係る経費

(ア) と合わせて実施する庭や外構の整備等に係る造園工事費等の経費

(対象施設例) 庭、案内標識、解説案内板、トイレ、駐車場、柵 等

(ア) と (イ) に係る注意事項

- ・観光客の満足度向上に寄与しない部分に係る工事は対象外となります。
- ・既存施設・設備の更新は対象外となります。
- ・設計のみは対象外となります。
- ・防災設備工事のみの整備は対象外となります。

- ・一般交通の用に供される道路等の公共インフラの整備は対象外となります。
- ・補助対象となる工事は、原則として、「建設業法」（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に基づき建設業の許可を受けている事業者が発注できる「建設工事」となります。

（３）支援対象とならない経費

- ・本事業に直接関係のない経費
- ・交付決定前に発生した経費
- ・国から別途、同一箇所の改修等に対して補助金費等が交付されている場合、又は、交付を予定されている場合における、当該補助金等の補助対象事業に係る経費
- ・観光客が利用しない外構部分（従業員用駐車場、従業員用通路等）に係る工事費
- ・経常的な経費（運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、通信料等）
- ・本事業における資金調達に必要なとなった利子等
- ・その他本事業の趣旨に関係がないと思われる経費
- ・令和 9 年 2 月 27 日（土）以降に発生した経費

8 事業スケジュール（予定）

・観光庁公募期間：令和 8 年 3 月 12 日（木）4 月 15 日（水） ※平戸市 HP による公募

※観光庁締切は 4 月 22 日となっているが、協議会として取りまとめを行うため上記期限としています。

- ・採択通知：令和 8 年 6 月上旬
- ・交付申請書提出：令和 8 年 6 月下旬
- ・審査：令和 8 年 6 月下旬～令和 8 年 7 月下旬
※質疑、内容聞き取り、詳細見積りの提出依頼など
- ・交付決定：令和 8 年 8 月上旬
- ・事業実施：令和 8 年 8 月～令和 9 年 2 月

9 必要書類

○国補助金【観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業）間接補助対象事業公募要領関係】

- （１）事業概要書
- （２）実施スケジュール
- （３）積算根拠資料（改修計画図・平面図・立面図・パース図・工事概算見積など）
- （４）収支計画

当該事業に要する資金の調達方法、改修後の施設運営の収支（運営経費、料金設定、初期投資の回収時期等）を記載する。

- （５）その他資料等
 - ・地方自治体等が作成する歴史的資源の保存や活用等に関わる地域計画
 - ・まちづくり会社等が作成する歴史的資源を活用した観光まちづくり計画 等
 - ・指定等により保護されている文化財である場合は、文化財の名称、種別、現状変更に関わる許可等の状況について提出ください。

※国補助金申請後に必要となるもの

市補助金（平戸市アルベルゴ・ディフーゾタウン推進事業補助金交付要綱第6条関係）

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 契約書（様式第3号）
- (3) 耐震診断調査結果
- (4) 耐震補強設計書、耐震補強計画書又は耐震補強計画作成に係る見積書
- (5) 工事見積書
- (6) 工程表
- (7) 付近見取図
- (8) 各階平面図又は平面図（現況と増築又は改修後の対比ができるもの）
- (9) 現況写真
- (10) 不動産登記全部事項証明書及び公図
- (11) 定款、規約、会則等の写し
- (12) その他市長が必要と認める書類

10 事前募集について

今回の募集は、令和8年2月に予定されている国（観光庁）の観光振興事業費補助金（地域資源を活用した観光まちづくり推進事業）に平戸市アルベルゴ・ディフーゾ推進協議会として応募をする事前申し込みとなります。国の募集がない場合や応募多数・国補助金が不採択の場合は、本補助金を利用できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

11 公募申請提出期限（協議会あて）

令和8年4月15日（水）17時までに平戸市アルベルゴ・ディフーゾ推進協議会（平戸市観光課内）に関係書類を提出すること。

（郵送及びメールでの提出可。郵送の場合は上記の必着とする。）

12 提出先

平戸市役所文化観光商工部観光課（平戸市岩の上町 1508 番地 3）

TEL:0950-22-9140（直通）、Mail：mail=kanko@city.hirado.lg.jp